（墨田区）

**○**[**墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例**](http://www.city.sumida.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/g108RG00001612.html)

平成24年3月29日

条例第31号

第1条から第3条　＜省略＞

(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)

第4条　法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

(1)から(11)　＜省略＞

(12)　浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

ア　濁度は、5度以下とすること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

ウ　大腸菌群数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。

エ　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(13)　浴槽水は、1日1回以上換水すること。ただし、ろ過器(浴槽水を循環させ、ろ過する装置をいう。以下同じ。)を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、前号の水質基準を維持することができる範囲において毎週1回以上換水すること。

(14)　温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項の温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講ずること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ　貯湯槽内の湯水を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯水の消毒を行うこと。

(15)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

ア　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

(16)　前2号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(17)から(29)　＜省略＞

(30)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

ア　ろ過器は、十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

イ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸い込み事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜中略＞

3　営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として浴場業の経営に係る施設(以下「営業施設」という。)ごとに管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

＜以下省略＞

**○**[**墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の施行等に関する規則**](http://www.city.sumida.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/g108RG00000335.html)

昭和55年5月31日

規則第32号

第1条から第7条　＜省略＞

(貯湯槽を使用するときの措置)

第8条　条例第4条第1項第14号アの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。

2　条例第4条第1項第14号イの規則で定める温度は、摂氏60度とする。

(平24規26・追加)

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第9条　条例第4条第1項第15号アの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

2　条例第4条第1項第15号イの規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

3　条例第4条第1項第15号ウの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4　条例第4条第1項第15号オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞